ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における コスト算定等に関する研究会 (第16回)議事概要

- 1. 日時: 2024 (令和6) 年11月19日 (火) 14:30~15:10
- 2. 場所:Web会議による開催
- 3. 出席者:

(1)委員:

関口博正主査(神奈川大学経営学部教授)、相田仁主査代理(東京大学特命教授)、 大谷和子構成員(株式会社日本総合研究所執行役員 法務部長)、

春日教測構成員(東洋大学経済学部教授)、

北口善明構成員(東京科学大学情報基盤センターマネジメント准教授)、

砂田薫構成員(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、

高橋賢構成員(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、

長田三紀構成員(情報通信消費者ネットワーク)

(2)オブザーバ:

- 一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、

KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(3)事務局(総務省総合通信基盤局):

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、

望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る総務省令案の 考え方(案)」について

5. 議事録

【寺沢係長】 事務局でございます。定刻になりましたので、会議に先立ちまして、事務 局から御案内させていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝

えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外 はマイクをミュートにしていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット 機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと存じます。関口主査、よろ しくお願いいたします。

【関口主査】 かしこまりました。関口でございます。

ただいまからブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第16回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。

本日の資料は、議事次第、資料1及び資料2、並びに参考資料でありまして、構成員の 皆様には事前に送付させていただいております。また、傍聴されていらっしゃる方には資料を掲載している総務省ウェブサイトを御案内しております。以上でございます。

【関口主査】 それでは、議事に入ります。

本日は、今年度第2弾となる総務省令案の考え方(案)についてパブリックコメントが 31日間行われましたので、これに関する意見交換等を行いたいと思います。

まずは、事務局から、今回実施された意見募集の結果とその意見に対する考え方(案) などについて説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課、大堀でございます。資料1及び 資料2について御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。先月、10月12日から今月11日まで31日間、パブリックコメントを実施し、法人・団体12件、個人3件の計15件の御意見を頂戴しました。これらを今年度第2弾総務省令案の考え方(案)の項目順に並べ、整理したものが2ページ目以降になります。表の左側に御意見をそのまま引用し、通し番号を振りました。それぞれに対応する形でその右側に御意見に対する考え方(案)を記載し、通し番号を一致させております。本日は、この右側の欄にあります考え方(案)を中心に意見交換をしていただきたいと思います。

2ページ目を御覧ください。1つ目、全般に関する事項について、意見1から意見3まで3つの御意見を頂戴いたしました。

意見1及び意見2は、共に運用開始に当たり、あるいは運用開始後も事業者や支援機関の負荷低減を含め適時適切な見直しを求めるものであり、継続検討ないし運用の在り方の検討に当たって参考とさせていただきます。

意見3は、ブロードバンド基盤の整備に係る政府の諸施策に御賛同いただきつつ、現在 別途審議会で検討されております内容についての御意見でありまして、今後の検討の参考 とさせていただきます。

3ページ目を御覧ください。第一章 総則について、意見4の御意見を頂戴しました。 支援区域の指定解除の運用に関する御要望であり、運用開始後、事例の蓄積を踏まえ、必 要な検討を行う際の参考とさせていただきます。

次に、第二章 第二種交付金について、4ページ目を御覧ください。意見5から意見1 3まで9つの御意見を頂戴しました。

意見5は提出書類の重複排除の御要望であり、これは適切に対応させていただきます。 意見6から意見8までは、通信と放送の配賦基準を3分の2とすることに関係した確認 事項ないし御意見であり、御意見については継続見直しの中で参考とさせていただきます。 意見9から次の5ページ目、そして6ページ目の意見12までの4つは、いずれも特異 判定式に関する賛同意見であります。5ページ目の意見10に、一部放送サービスへの支 援に係る御意見を頂戴しております。これについては、今後の施策の参考とさせていただ きます。

6ページ目の意見13は、先ほど御説明した意見4と同一ですので割愛します。

次に、第三章 第二種負担金について、7ページ目を御覧ください。まず、MNOの卸回線に関する取扱いについて、意見14から意見19まで6つの御意見を頂戴しました。意見14及び意見15は第二種負担金の算定対象外となる卸回線数の把握手法や整理について御賛同の意見であり、意見16はその回線数の整理の在り方について新たな御提案をいただいたものになります。関係各者に過度な負担が生じないよう、今後の運用等に当たって参考とさせていただきたいと思います。

意見17及び意見18は、回線数の整理には総務省が介在することになりますが、その際、MVNOからMNOに流れる情報が目的外利用されないことを求める御意見と、対象外回線数についてMNOとMVNOの認識に乖離が生じる際にトラブルを防ぐために、事業者間の緊密な情報連携が不可欠であることを主張する御意見になります。今回の制度の円滑な運用には関係者間の適切な協力は必要であり、これを含め、今後の運用に当たって

参考とさせていただきます。

意見19は、その運用が開始された後の必要に応じた見直しを求める御意見であり、参考とさせていただきます。

次に、第二種負担金の対象役務等の明確化について、意見20から意見22まで3つの 御意見を頂戴しております。いずれも既に省令で規定された内容を含め、国、自治体、支 援機関、電気通信事業者が連携して周知・広報等、適切に対応していきたいと思います。

次に、回線数のカウント方法全般について、意見23から意見25まで3つの御意見を 頂戴し、賛同の御意見を賜っております。このうち、意見24の一部と意見25について は、将来の新たなサービスも含めた基本方針についての御要望が含まれておりますが、こ ちらは前回のコスト算定等研究会で申し上げましたとおり、サービスイン時に別途検討さ せていただくこととしております。

次に、公衆無線LANアクセスサービスその他について、12ページ目を御覧ください。 意見26から意見29まで4つの御意見を頂戴しました。意見26は、高速度データ伝送 役務提供事業者が提供する高速度データ伝送電気通信役務の利用を条件とするならば、自 らでなくとも、他の事業者が提供する公衆無線LANアクセスサービスであっても、元の 高速度データ伝送電気通信役務と合わせて一カウントとすべきとの御意見です。これにつ いては、例えば携帯電話の契約をした際に自動的に他事業者が提供する無料の公衆無線L ANアクセスサービスの提供を受けられるようにしている契約が現にあることを踏まえま して、2年間の経過措置期間中はそのような他事業者の公衆無線LANアクセスサービス であっても、合わせて一カウントとすることが適当と考えられます。そこで、今御覧いた だいている表の右側の考え方26の下線部にありますとおり、この趣旨の文言を追記させ ていただく修正をさせていただきたいと思います。

意見27、意見28は第二種負担金の算定対象となる役務についての御要望であり、このうち、意見28には利用者料金を考慮した負担金額の設定を求める御意見が含まれております。事業者側で任意に設定した個々のサービスの利用者料金に占める第二種負担金の割合を考慮して一回線当たりの負担金額としての回線単価を複数設けることについては、そもそも第二種負担金は一義的には電気通信事業者が負担するものであり、回線単価を検討するに当たって、個々の利用者料金は直接の関係はないものと考えております。いただいた御意見は、関係各者に過度な負担を生じさせないことを前提に、本年3月の審議会答申も踏まえ、利用者間における負担の不公平感を招かぬよう、また受益の差に係る負担額

の公平性について引き続き検討していく中での参考とさせていただきます。

意見29は、回線数の把握・報告・カウント方法などが複雑になっており、運用の混乱、 負担の公平性を担保するため丁寧な周知と可能な限りシンプルな手法を求めるものであり、 適切に対応させていただきたいと考えております。

次に、電気通信事業法施行規則の一部改正について、意見30から意見34まで5つの 御意見を頂戴しております。意見30及び意見31は、毎年6月の回線規模報告の時期を 8月にずらすことに御賛同いただきつつ、このような必要な見直しをその他の事務運用に ついても関係各者の負荷低減等のため求めるという御意見です。今後の継続的な検討に当 たって参考とさせていただきます。

16ページ目を御覧ください。意見32及び意見33は、第二種負担金の対象役務について、下り名目速度1Mbps未満を除外するなどの改正について御賛同いただきつつ、このうち、意見33には回線規模報告の時期が変更されることに伴う懸念表明が含まれています。今後の継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。

意見34は回線単価を複数設けることを求める御意見であり、先ほど御説明しました意見28と同様、利用者間における負担の不公平感を招かぬよう、また受益の差に係る負担額の公平性について引き続き検討していく中での参考とさせていただきます。

次に、電気通信事業報告規則の一部改正について、17ページ目を御覧ください。意見35から意見41まで7つの御意見を頂戴しております。

意見35から意見37までは、毎月の回線数報告の様式について事前の調整を求めるとともに、必要な準備期間の確保を求める御意見であり、関係各者の過度な負担が生じないよう、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。

意見38から意見41までは、回線数報告の頻度を四半期にする御要望や、運用開始後の見直しを求める御意見です。毎月報告は、正確性の観点に加え、BBユニバの提供にかかるコストと応分の負担を求めるべきタイミングが可能な限り近しい時期となり、この研究会の第13回会合で御説明した各種考えられる案の中で、できる限りデメリットが小さくなり、かつ、この研究会での議論を踏まえたものとなります。いただいた御意見については、今後この制度の運用が開始された後の関係各者の状況も踏まえた継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。

なお、このうち、意見41には電話ユニバの報告頻度見直しの御要望が含まれております。これについては今回の意見募集の対象外ですが、今後の施策の参考とさせていただき

ます。

最後にその他の事項について、意見42から意見45まで4つの御意見を頂戴しました。 意見42は各種提出資料の事業所備置き義務の廃止を求めるものであり、第二種適格電 気通信事業者の業務の効率化も踏まえ、適切に検討してまいります。

19ページ目を御覧ください。意見43はなぜこうした議論を今行っているのかを問う もの、意見44は放送事業者からも第二種負担金を徴収すべきというもの、そして意見4 5は第二種負担金を徴収する対象企業について問うものになり、それぞれの考え方につい ては、それぞれの欄に記載のとおりでございます。

次に、資料2を御覧ください。こちらはパブリックコメントに付した考え方(案)に、 先ほど御説明しました意見26を踏まえた修正を赤字で追記したものになります。具体的 には、右上に表示しているページ番号で申し上げると9ページ目と12ページ目の2か所 に同様の文言を追記させていただいております。代表して9ページ目を今、映写しており ます。

以上です。御議論のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。今回は15件の方々から頂戴したパブリックコメントに対して、総務省としての考え方を書いていただいたんですが、疑問点あるいは補足すべき点も多々あると思いますので、まずは構成員の先生方から御意見を頂戴し、それが一段落したタイミングでオブザーバの皆様からも御意見があれば賜りたいと思います。そのような進行をさせていただきます。

まずは、構成員の先生方で御意見等ございます方は、チャット欄もしくは直接の発言で 構いませんのでお願いいたします。

春日先生、お願いしてよろしいでしょうか。

【春日構成員】 春日です。お願いします。

意見募集の結果を整理して報告していただき、ありがとうございました。根幹的な部分については賛同的な御意見が多いと思いましたけれども、一方で、研究会の中で議論してとりあえずは一定の結論に収まったものの、議論しなかったことも含めてまだまだ継続的に検討していかなければいけない内容も結構含まれているなという感想を持ちました。

ただ、今回は新しい制度を始めるということでもありますし、期限が切られた中で一定 の結論を出さなければならないという制約もあります。それから、運用した際にうまく機 能するかという実態もまだよく分からないので、その検証の材料が揃う前に、先だって議論された方針を変えてもいいのかという躊躇が個人的にはあります。このように明確な根拠が示せない状況の下では、最初に示された答申に基本的に従っていくのが原則ではないのかなと考えて、御意見を申し上げてきたつもりです。そのところではまだ細かいところで異論が多いように思うんですけれども、とりあえず設計してみて、資料2で総務省さんが示された省令の案に対する考え方の方向で実施してみるということで大枠のところはよいのではないかと思いました。

ただし、これはあくまでもとりかかりの制度で、これを基に考えていくことを念頭に置いておく必要があると思います。例えば、意見41では、この研究会の範囲外の第一種負担金の算定のところも含めて御意見をいただいており賛同できる部分もありますので、もう少し大きな議論の流れも踏まえながら行っていってはどうかと思います。ですので、省令案に関しては、原則はこの方向でよいのではないかと感じました。

以上でございます。

【**関口主査**】 どうもありがとうございました。御意見ということで承りました。 次に、高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。私も今、春日先生のおっしゃったとおり、始まったばかりのものですので、とりあえずこの省令でやってみて、不具合等が起きたらまた考えていく、例えば意見26で慎重かつ丁寧な取扱いが必要という御指摘もありましたように、そのとおりでございまして、その際には、オブザーバで参加しておられる事業者の方々も忌憚のない御意見を今後も言っていただければなと思います。

それと同時に、この話はブロードバンドの話だけじゃなくて、隣接するほかのユニバー サルサービス関係の動向ともリンクさせながら今後考えていければなと思います。コメン トです。以上です。

【**関口主査**】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。 相田先生、お願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。私が言おうと思っていたことを春日先生に全部言われてしまった感じがあるんですけれども、私もまだまだ検討しなきゃいけない項目がいっぱい残っているなと思いました。

具体的な変更の提案ということですと、公衆無線LANサービスに関して、少なくとも 2年間の経過期間の間にあっては自社でサービスしているのか、他社でサービスしている のかという形態で差別をつけることはしないということは、実態を見て適当かと思います。 それから、負担の公平性というようなことに関して、事業者自身が負担するのが原則で あるとか、そういういろいろなことはあるにしても、数字が出てこないとなかなか議論し にくいところがございますので、具体的な負担金の水準というのが見えてきたところでま た検討するというのが妥当ではないかなと思いました。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。変更点、具体的な提案としては、今回の経過措置の2年間はこのままで構わないという点と、それから、その頃に具体的な数字が出てきてから、もう一度議論すべきところはすべきだという御指摘だったと思います。

事務局、何かこれについてコメントはございますか。

【大堀企画官】 事務局でございます。引き続き継続検討、見直しをやらせていただき、 各事業者からの御意見も頂戴しながら、よりよいものにしていきたいと考えております。 以上です。

【**関口主査**】 ありがとうございます。ほかの先生方から、いかがでございましょうか。 大谷先生、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。御説明ありがとうございました。また、パブリック コメントでも非常に実務的で多岐にわたるキャリアの皆様等からのコメントをいただけた ことに感謝を申し上げたいと思います。

私もお話ししたいところは先に御意見を述べられた先生たちにお話しされてしまったと ころがありますので、基本的には同じような考え方になりますけれども、今回の12ペー ジの修文案につきましては私も賛成でございます。

ただ、他の事業者によって公衆無線LANサービスが提供されている例など、検討の段階でぜひお話しいただければ、その時点でもこういった結論を得られたと思います。まだまだ私どもが考えていないというか、認識していないサービスの提供形態が多数あるようであれば、それを的確に把握する努力というのをこれからも続ける必要があると思いますし、あと、事業者の皆様からもぜひそういった情報を小まめに提供していただくことが必要ではないかと考えた次第でございます。

また、これは今後引き続き議論することになるのかもしれませんが、公衆無線LANサービスにつきましては、13ページからのところに意見28などで述べていただいている 御意見があったかと思います。利用者料金に転嫁するということありきではないという原則を事務局では適切に書いて、考え方としてパブコメ返しの形で文案を作成していただき

ましたので、この点は改めて確認する必要があると思っております。様々な理由で事業者が様々な価格、無償も含めて提供しているものについて、それを一律に利用者に負担させる、転嫁するという発想ではなく、サービス全体でどのように受益者が負担していくのかといった原点に立ち返って考え直していくことが大切だと思っております。

それでもなお維持が難しくなっているサービスについては、そのサービスの果たしている役割などを改めて確認した上で、それが維持できるようにするため、あるいは公正な負担をいただくためにどうしたらいいのかといったことを再度検討していく必要があるのではないかと思っております。

意見でございますが、以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。考え方に対する御賛同ということで承りました。

砂田先生、次、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。全体的に事業者からの御意見に関しては手続をできるだけ簡素に、報告はできれば3か月ごとにというご意見も2件ほどあったと思いますが、手続的な負荷を下げる方向性は、事務局も今後その方向で見直されると思いますが、改めて重視していければと思いました。

あと、将来の不透明性とか不安をなくすという観点から見たとき、意見4の特別支援区域でなくなったり、戻ったりというときの予測可能性を高められる対応を求めたNTT東・ 西の意見だったと思いますけれども、これは私としては理解できます。

もう一つ、ビジネスの不安をできるだけ減らすという観点からは、17番のテレコムサービス協会の御意見の中でMNOが目的外の利用をしないかの懸念を表明されたと思うんですが、これも不安解消として重要な点だと思います。

それと、公衆無線LANに関しては、2年間の経過措置の中で現状が当面認められるというような方向になりとてもよかったと思います。ただ、ちょっと私が聞き漏らしていたかもしれないんですけれども、NTTドコモとKDDIの御参加されている方に、この2年間という期間をどう捉えているのかを質問させていただければと思いました。

以上、意見と質問です。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。今、砂田先生から2点、予見可能性を高める努力というのは今後とも続けるべきだというのは、これはおっしゃるとおりだと思いますので、今後の検討とさせていただきます。

公衆無線LANの猶予期間2年について、御指名でドコモさんとKDDIさんとにありますので、2社さん、お答えいただけますでしょうか。

先にドコモさんでよろしいですか。

【株式会社NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。お世話になっております。

今、砂田先生からいただいた件になります。我々の提供している公衆無線LANサービスについては、提供条件の見直しが必要になる可能性が高いということもありまして、この2年間の期間を十分に活用して、どのようにするかを考えてまいりたいと思います。以上です。

【関口主査】 すみません、大橋さん、アナウンスが重なってしまって、ちょっとお待ちください。

【株式会社NTTドコモ】 すみません。ビルの防災訓練が始まってしまったので、コメントは後ほどテキストでお送りいたします。

<編者注(ほどなくチャット機能により送信されたNTTドコモのテキストは次のとおり)「当社の無線LANサービスについては、施行までに提供条件の見直しが必要となる可能性があることから、今回設けていただいた経過措置期間も含めて適切に対応してまいりたいと考えています。」**>**

【関口主査】 では、KDDIさんからお願いできますでしょうか。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。このたびは、経過措置に関する弊社意見を考慮いただきまして、ありがとうございました。

まさに2年の間に事業への影響というものをしっかり踏まえてどのように対応するかということを、当然ですが、弊社もパートナー事業者としてのワイツー(Wi2)さんともしっかりと議論していくことになると思います。

ただ、大事なことは、この2年間にどうすべきかということだけではなく、むしろ経過措置が終わった後に一体どうするのかということも、先ほど構成員の先生方からも御指摘いただいたように、実際にどれぐらいの単金になるのかによってもかなり大きく環境が変わってくると思います。そういったことにつきましては、弊社はもちろんでございますが、弊社の意見の中でも申し述べさせていただいたとおり、むしろ公衆無線LAN事業者様自身の声をしっかり聞いていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。これはMNOの事業の一部ということではなくて、公衆無線LAN事業者様、それを事業として営んでいらっしゃる事業者の声をむしろしっかり聞いていただくことが大事だろうと思いま

す。以上でございます。

【関口主査】 長田先生、お願いします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。

今回の取りまとめの案については賛成しています。ただ、今後、まだ最終的に始まるまでにはいろいろ気配りをしなきゃいけない、検討しなきゃいけない課題もいっぱいあるということで、国民の一員として考えると、自分たちが金額が分からないとという話もありましたけれども、そういうものの具体的なイメージ、そして誰が何を負担していくのかというところが始まるまでにはきちんと理解できるような形で広報していっていただきたいと思いますし、みんながそこで同意できるような形に進めていくべきだと思いますので、より丁寧な検討とともに、早めの周知・広報を同時にやっていただければいいなと思いました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。電話ユニバのときにも周知・広報はさんざん強調されて全国行脚までやっていることもあり、ブロードバンドユニバも周知・広報の重要さというのは今までに増して重要だと思いますので、貴重な御意見だと思います。どうもありがとうございました。

北口先生、お願いします。

【北口構成員】 東京科学大学の北口です。御説明、どうもありがとうございました。

おおむね皆様からの御意見と同様で、ほとんど追加することはございませんが、私もオフロードサービス、無線LANサービスへの対応として2年間という期間を設けて足並みをそろえるという考えには賛同いたしまして、今回追加する文言に関しても異論ございません。

特にこれ以上付け足す言葉がありませんので以上となります。ありがとうございました。 【関口主査】 どうもありがとうございます。 御賛同の意見ということで、ありがとうございました。

一通り構成員の先生方から御意見を賜ったんですが、追加での御発言はございますでしょうか。

ここからは、先生方の気がついたところを追加で御発言いただければと思いますが、オブザーバの方々からも、本日の資料についての疑問、あるいは補足すべき点等ございましたら自由に御発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

オブザーバの皆様からも特段ありませんでしょうか。今、確認できている限りではどな

たからも手が挙がっておりません。よろしいでしょうか。

それでは、特段追加の御質問等はございませんようですので、本日の意見交換はここまでにさせていただきたいと思います。

パブリックコメントに対する考え方(案)及び総務省令案の考え方(案)につきましては、本日、事務局提出の案のとおりとさせていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】 どうもありがとうございます。皆様からお声をいただきました。

それでは、事務局提出案のとおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

最後に、次回会合の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。構成員の皆様、本日もありがとうございました。 次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡申し上げます。よろしくお願いいた します。

【関口主査】 以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第16回会合を終了いたします。本日もお忙しいところを御参集いただきまして、どうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

(以上)